

地区計画等の区域内における行為の届出書について

届出の手続き

1. 届出期間

工事着手の30日前までです。

(「建築確認申請」を伴う場合は、原則、当該申請前に届出の手続を完了してください。)

2. 届出先

下記の担当課あてに、正副2部提出してください。

届出が必要な行為と添付図書

届出書には次の図面を添付してください。図面には「建築物等に関する事項」に定められた制限内容に適合している状況を明記してください。

届出が必要な行為	添付図書
(1) 土地の区画形質の変更	付近見取図、設計図 (* 3)、委任状 (* 4)
(2) 建築物の建築又は工作物の建設 (* 1、2)	付近見取図、委任状 (* 4)、配置図 (* 5)、立面図 (* 6)、各階平面図
(3) 建築物等の用途の変更	付近見取図、委任状 (* 4)、配置図、立面図 (* 6)、各階平面図
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	付近見取図、委任状 (* 4)、配置図、立面図 (* 6)
(5) 木竹の伐採	付近見取図、委任状 (* 4)、区域図、施行図

備考

- * 1 確認申請を伴わない増築等も含みます。
- * 2 擁壁や、建築物に附属する垣又はさくなどの建設のほか、土地の区画形質の変更も該当します。
- * 3 現況図、土地利用計画図、造成平面・断面図などが必要です。
- * 4 委任された設計者等の連絡先を記入してください。
- * 5 「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合は、緑化施設平面図(緑化施設求積根拠を記載)が必要です。
- * 6 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合は着色し、色彩のわかる立面図(マンセル値を表示)が必要です。

留意点

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載して

ください。

3. 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届け出書によることができます。
4. 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定してください。
5. 建築物等の形態又は意匠については、島本町景観計画に定める基準を満たした計画としてください。
6. 図面には、制限内容に適合している状況を明記してください。
7. 上記以外の図書等が必要になる場合があります。

届出内容に変更が生じたとき

「地区計画の区域内における行為の変更届出書」に上記図書（変更前後）を添付し、2部提出してください。

問い合わせ先

担当課 都市創造部 都市計画課

TEL 075-962-0360